

山形県海面利用協議会規約

(目的)

第1条 海面における漁業、遊漁船業及び海洋性レクリエーションとの紛争の予防及び調整・解決を促進し、海面の円滑な利用を図るために、山形県海面利用協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 協議会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 漁業、遊漁船業及び海洋性レクリエーションとの海面の利用に関する事項についての調査及び調整。
- (2) 海区漁業調整委員会の諮問に応じて海面における漁業と遊漁との調整に関する事項についての調査及び調整。
- (3) 前項に定める事項のほか、海面における漁業と遊漁との調整に関する事項、その他海面の利用に関する事項についての調整、及び海区漁業調整委員会に意見を述べること。

(組織)

第3条 協議会は、知事が選任した次に掲げるものを委員として構成する。

- (1) 本県の区域内における漁業協同組合員。
- (2) 本県の区域内に住所を有する遊漁関係者であって、漁業協同組合員以外の者。
- (3) 本県の区域内に住所を有する海洋性レクリエーション関係者であって、上記以外の者。
- (4) 学識経験を有する者。
- (5) 本県の区域の全部又は一部を管轄する国の関係行政機関の職員

2 協議会に会長を置く。会長は、委員の中から互選する。ただし、委員が会長を互選できないときは、知事が委員の中からこれを選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、原則として2年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、その任期が終了しても、後任の委員が就任するまでの間、なお、その職務を行なう。

(委員の解任)

第5条 知事は、特別の事由があるときは、委員を解任することができる。

(会議)

第6条 協議会の招集は、会長が行なう。ただし、会長が互選されていない場合は知事がこ

れを招集する。

- 2 協議会は過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数の場合は、会長がこれを決する。
- 4 協議会の会議の傍聴は、原則としてこれを妨げない。
- 5 会長は議事録を作成し、これを縦覧に供しなければならない。
- 6 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(地区協議会)

第7条 協議会は、地域的な問題点等を調査協議させるために、地区協議会を置くことができる。

- 2 地区協議会は、知事が委嘱する委員をもって組織する。
- 3 地区会長は、調査協議した結果を協議会に報告し、承認を得るものとする。ただし、協議会の定めるところにより、地区協議会の意見をもって協議会の意見とすることができる。

(事務局)

第8条 協議会に事務局を置き、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において事務を処理する。

(雑則)

第9条 協議会は、その会議を経て、その職務の遂行に関して必要な事項を定めることができる。

(附則)

この規約は平成19年4月1日から施行する。

(附則)

この規約は平成24年5月1日から施行する。

(附則)

この規約は平成25年4月1日から施行する。